

# 特別養護老人ホーム 亀保の里 重要事項説明書

(令和6年11月1日改定)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4072700091号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

## 【目次】

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合(契約終了について)	11
7. 退所者金品・遺留金品の引渡しについて	13
8. 連帯保証について	13
9. 身体拘束その他行動制限について	14
10. 事故発生時の対応及び損害賠償について	14
11. 守秘義務等について	14
12. 非常災害対策について	15
13. 苦情の受付について	15
14. 第三者評価事業の受審状況について	16
15. 重要事項説明書の内容を変更する場合について	16
〈重要事項説明書付属文書〉	

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 亀保の里
- (2) 法人所在地 福岡県豊前市大字鬼木 63 番地 1
- (3) 電話番号 0979-82-3344
- (4) 代表者氏名 理事長 前田 武雄
- (5) 設立年月日 昭和 53 年 1 月 10 日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 11 年 10 月 1 日指定  
(福岡県 4072700091 号)
- (2) 施設の目的 介護保険法の趣旨に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 亀保の里
- (4) 施設の所在地 福岡県豊前市大字鬼木 63 番地 1
- (5) 電話番号 0979-82-3344
- (6) 施設長(管理者)氏名 前田 武雄
- (7) 当施設の運営方針 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。  
施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。  
施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 昭和 53 年 5 月 1 日
- (9) 入所定員 80 名

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(令和6年11月1日現在)

入居される居室は、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

#### 居住スペース (2階)

居室設備の種類	室数	備考
1人部屋	10室	従来型個室(併設短期入所10室)
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	8室	多床室
合計	22室	
機能訓練室	3室	食堂を兼ねる
浴室	3室	個浴・特殊浴槽

#### 居住スペース (3階)

居室設備の種類	室数	備考
1人部屋	44室	従来型個室(生活支援室4室含む)
機能訓練室	1室	
浴室	2室	個浴・吊りリフト浴・特殊浴槽
共同生活室	4室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(常勤換算数は令和6年11月1日現在)

職種	実人員	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	35名	27名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	8名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 嘱託医師	1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

**〈主な職員の配置状況〉**※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

※介護職員及び看護職員の指定基準人員は、短期入所生活介護等を含むひと月の延べ利用者数により決まります。上記は、ひと月における入所及び短期入所等が共に満床であった場合に必要となる人員(最大人員)です。

※常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名(8 時間×5 名÷40=1 名)となります。

**〈主な職員の勤務体制〉(令和 6 年 11 月 1 日現在)**

職 種	勤務体制
1. 嘱託医師	毎週 月・木曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な勤務時間と人数 早番：7:00～16:30…2 名 日勤：8:00～17:30…7 名 遅番：10:00～19:00…3 名 夜勤：16:30～9:00…4 名
3. 看護職員	標準的な勤務時間と人数 早番：7:30～17:30…1 名 日勤：8:00～18:00…1 名
4. 機能訓練指導員 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1 名
5. 介護支援専門員 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1 名
6. 生活相談員 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1 名
7. 管理栄養士 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1 名

**5. 当施設が提供するサービスと利用料金**

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

**(1) 利用料金が介護保険から給付される場合**

**(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合**

があります。

## (1)当施設が提供する基準介護サービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

### 〈サービスの概要〉

#### ①居室の提供

#### ②食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・管理栄養士が入所者ごとの栄養管理を計画的に行います。

(食事時間)(令和 6 年 11 月 1 日現在)

朝食 7:45～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～

#### ③入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。(月、木：一般浴・リフト浴 火、金：特殊浴)
- ・寝たきりでも特殊浴槽、機械浴(リフト浴)を使用して入浴することができます。

#### ④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑥健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごと状態に応じた口腔衛生管理を行います。

#### ⑦入所者重度化等に対する対応

- ・入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応して、医療機関と連携した夜間における 24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行う施設体制を整備しています。
- ・常勤の看護師を 1 名以上配置しています。(令和 6 年 11 月 1 日現在)
- ・入所者 25 名に対して 1 名以上、かつ施設基準看護職員人員+1 名以上の看護職員を配置しています。(令和 6 年 11 月 1 日現在)
- ・入所者 6 名に対して 1 名以上の介護福祉士を配置しています。(令和 6 年 11 月 1 日現在)
- ・夜勤時間帯(16:30 から翌 8:30)においては、施設基準夜勤人員+1 名以上の看介護職員を配置しています。なお、登録喀痰吸引等事業者としても都道府県に登録しています。(令和 6 年 11 月 1 日現在)

#### ⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

**〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第3条、第5条参照)**

下記の料金表(令和6年11月1日現在)によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		¥589	¥659	¥732	¥802	¥871
2. 日常生活継続支援加算		¥36				
3. 看護体制加算(Ⅰ)		¥4				
4. 看護体制加算(Ⅱ)		¥8				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)		¥13				
6. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		¥91	¥101	¥111	¥121	¥130
7. サービス利用に係る 自己負担額	(1割負担)	¥741	¥821	¥904	¥984	¥1,062
	(2割負担)	¥1,482	¥1,642	¥1,808	¥1,968	¥2,124
	(3割負担)	¥2,223	¥2,463	¥2,712	¥2,952	¥3,186
8. 食事に係る自己負担額		¥1,445 (朝食 297円/昼食 574円/夕食 574円)				
9. 居室に係る自己負担額(多床室)		¥915				
10. 自己負担額合計 (多床室) ※食事を3食利用した場合	(1割負担)	¥3,101	¥3,181	¥3,264	¥3,344	¥3,422
	(2割負担)	¥3,842	¥4,002	¥4,168	¥4,328	¥4,484
	(3割負担)	¥4,583	¥4,823	¥5,072	¥5,312	¥5,546
11. 居室に係る自己負担額(従来型個室)		¥1,231				
12. 自己負担額合計 (従来型個室) ※食事を3食利用した場合	(1割負担)	¥3,417	¥3,497	¥3,580	¥3,660	¥3,738
	(2割負担)	¥4,158	¥4,318	¥4,484	¥4,644	¥4,800
	(3割負担)	¥4,899	¥5,139	¥5,388	¥5,628	¥5,862

※介護保険負担割合証に記載されている割合により負担額が変わります。なお、負担限度額認定証に記載されている段階により、居室及び食事の自己負担額が変わります。

**○その他の加算費用(介護保険給付対象費用)**

**①初期加算(1日あたりの自己負担額 30円)**

入所した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とします。

**②療養食加算(1食あたりの自己負担額 6円)**

医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、

胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した日について加算します。

### ③口腔衛生管理加算Ⅱ(1月あたりの自己負担額 110円)

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行うと共に、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合加算します。且つ口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省(LIFE)に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

### ④配置医師緊急時対応加算(1回あたり早朝・夜間の場合 650円、深夜の場合 1300円、以外の配置医師の勤務時間外の場合 325円)

配置医師が入所者の病状に急変が生じた場合等の対応について、施設の求めに応じ早朝・夜間及び深夜に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に加算します。また、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合にも加算します。

### ⑤個別機能訓練加算Ⅰ(1日あたりの自己負担額 12円)

入所者に対して個別機能訓練計画を作成し、当該計画に従い、個別機能訓練を行う場合について加算します。また、加算の算定については、個別機能訓練計画の内容をご説明し、同意を得たうえで算定を開始するものとします。

### ⑥個別機能訓練加算Ⅱ(1月あたりの自己負担額 20円)

入所者に対して個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

### ⑦看取り介護加算Ⅱ(1日あたりの自己負担額 72円 / 144円 / 780円 / 1,580円)

終末期であると医師が判断する入所者に対して看取り介護計画を作成し、当該計画に従い、看取り介護を行った場合について加算します。加算算定期間は、ご契約者の死亡日から起算して45日以内とします。また、加算の算定については、看取り介護計画の内容をご説明し、同意を得た場合について算定できるものとします。

### ⑧若年性認知症入所者受入加算(1日あたりの自己負担額 120円)

受け入れた若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合算定できるものとします。

### ⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ(1月あたり自己負担額 50円)

各入所者のADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況。その他の心身の状況等に係る基本的な情報及び、疾病の状況を厚生労働省(LIFE)に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、当該情報その他サービス等を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。(フィードバック)

### ⑩排泄支援加算(1月あたり自己負担額 10円 / 15円 / 20円)

各入所者の排泄支援において医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価すると共に 3

月に1度評価を行い、その評価結果等を厚生労働省（LIFE）に提出し、排泄支援の実施にあたって当該情報その他排泄支援等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。（フィードバック）

多職種協働で排泄に介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し3月に1度評価を行い、支援計画を見直す。排泄状態の改善（アウトカム）について評価を行う。

#### ⑪褥瘡マネジメント加算(1月あたり自己負担額3円 / 13円)

各入所者の褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価すると共に、当該入所者ごとに多職種協働で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し3月に1度評価を行い、その評価結果等を厚生労働省（LIFE）に提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報その他褥瘡管理等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。（フィードバック）褥瘡の発生予防や状態改善等（アウトカム）について評価を行う。

#### ⑫自立支援促進加算(1月あたり自己負担額280円)

医師が入所者ごとに、自立支援の為に係る支援計画等に策定等に参加しており、3か月に一度医学的評価を行う。多職種協働で自立支援に係る支援計画を策定し、医学的評価に基づき3月に1回入所者ごとに支援計画を見直している。医学的評価の結果等を厚生労働省（LIFE）に提出し、当該情報その自立支援促進の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。（フィードバック）

#### ⑬安全対策体制加算(入所時に自己負担額20円)

事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。また事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施。外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

#### ⑭協力医療機関連携加算(1月当たりの自己負担額100円)

協力医療機関(入所者の病状が急変した場合において医師または看護職員が相談対応を行う体制、診療を行う体制、入院を要すると認められた際に受け入れる体制を常時確保している医療機関)との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催することを評価する

#### ⑮サービス提供体制加算(Ⅰ)(1日あたりの自己負担額22円)

介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない際に加算いたします。ただし上記料金表内の2. 日常生活継続支援加算の算定している場合は算定しないものとします。

#### ⑯生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月当たりの自己負担額10円)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する。



## ⑩その他の加算

介護保険が適用されるその他の加算等については、加算の内容、料金等をご説明し、同意を得た場合について算定を開始するものとします。

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合(入所日において要介護認定申請が行われている必要があります。)には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険制度の改正に伴いサービス利用料金、介護保険からの給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- サービス利用料金及び加算費用の算定に係る施設体制等に変更があった場合、変更の内容及び金額と変更する事由についてご説明し、同意を得たうえでご契約者の負担額を変更するものとします。
- 居室と食費に係る費用については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、ご契約者の自己負担額を変更する場合があります。その場合、変更を行う1か月前までに変更の内容及び変更する事由についてご説明し、同意を得たうえで変更するものとします。

**○ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの料金は、下記の通りです。**

(令和6年11月1日現在)(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金	2,460 円	
2. 内、介護保険から給付される金額	2,214 円	
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	246 円	
4. 居室に係る自己負担額	多床室	従来型個室
	915 円	1,231 円
5. 自己負担額合計 (3+4)	1,161 円	1,477 円

※1か月に6日を限度として算定するものとするものとします。

## (2) (1)以外のサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①特別な食事 (酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

#### ②その他の費用1 (介護保険制度によって徴収することが認められる事務費用等)

(令和6年11月1日現在 項目未設定)

### ③その他の費用2(介護保険サービスに含まれない特別なサービス等に係る費用)

(令和6年11月1日現在 項目未設定)

○その他費用1及び2については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、費用の項目及び金額を設定します。その場合、費用の算定を開始する1か月前までに設定する費用の項目と金額及び設定する事由についてご説明し、同意を得たうえで算定を開始するものとします。また、金額等の内容変更についても同様の手続きとします。

### (3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

#### ア. 施設窓口での現金支払

#### イ. 下記指定口座への振り込み

豊和銀行 中津支店 普通預金 1252003

(振り込み者の氏名を「〇〇〇〇(契約者氏名)△月(利用月)利用料」として下さい)

#### ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(サービス利用月の翌月20日(金融機関が休みの場合は翌営業日)引き落とし)

ご利用できる金融機関：豊和銀行 中津支店

### (4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関(令和6年11月1日現在)において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	野中内科クリニック
所在地	福岡県築上郡上毛町大字宇野 1050 番地 1
診療科	内科

医療機関の名称	東病院
所在地	福岡県築上郡吉富町大字広津 593 番地 1
診療科	内科

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	タイラ歯科医院
所在地	福岡県豊前市大字八屋 1909 番地 1

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護 1・2 と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1)ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに届け出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更等に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### ※契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

##### ①検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

##### ②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を越える入院については、3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院時よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記と同様の利用料金をご負担いただきます。

##### ③3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### 〈入院期間中の利用料金〉

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部及び居室に係る費用をご負担いただくものです。

なお、上記短期入院期間中について、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意していただいた場合で、かつ現に短期入所生活介護に活用した日については、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

#### (3)円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、個人情報等の提供等についてご契約者の同意を得たうえで円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

※ご契約者退所に関する相談援助については、その援助内容に応じて下記費用(介護保険から給付される費用の一部)(令和6年11月1日現在)をご負担いただきます。

①退所前(後)訪問相談援助加算(1回につき) / 460円

②退所時相談援助加算(1回限り) / 400円

③退所前連携加算(1回限り) / 500円

※医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

④退所時情報提供加算 250円/回

※厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者において管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

⑤退所時栄養情報連携加算 70円/回

## 7. 退所者金品・遺留金品の引渡しについて(契約書第20条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(退所者金品・遺留金品)をご契約者自身が引き取れない場合、当施設は、「契約者代理人」(契約書第22条第1項参照)に連絡のうえ、それらを引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は契約者代理人にご負担いただきます。

**※入所契約時に契約者代理人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。**

## 8. 連帯保証人について(契約書第23条参照)

連帯保証人となる方については本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には当施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務に額等に関する情報を提供します。

## 9. 身体拘束その他行動制限について

当施設においては、ご契約者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得な

い場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご契約者の行動を制限しません。

上記の事由等によりやむを得ずご契約者の行動を制限しようとする場合は、別に定めるマニュアルに従い、行動制限を行う事由及び内容、見込まれる期間等について事前にご説明し、同意を得るものとします。

## 10. 事故発生時の対応及び損害賠償について(契約書第10条、11条参照)

当施設においては、施設サービスの提供にあたってご契約者の生命・身体・財物等に損害を与える事故が発生した場合は、速やかに家族、保険者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して取った措置内容等について記録を残すとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務等に違反した場合も同様とします。

但し、当施設に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

## 11. 守秘義務等について(契約書第8条参照)

当施設のサービス従事者又は従業員は、施設サービスを提供する上で知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後についても継続するものとします。

また、以下の事由等において個人又は家族情報等を第三者に提供する場合については、「個人情報保護法」に従い適切に取り扱うものとします。

以下①、②、③については入所契約の締結をもって該当申請等に係る個人情報等の提供についてご契約者及びご契約者の家族の同意を得たものとします。

- ①ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、当施設は、医療機関等に対してご契約者に関する必要な情報を提供できるものとします。
- ②行政機関より依頼された調査報告等及び指定介護福祉施設の責務である「要介護認定の更新申請」に係る申請、認定調査立会い等を当施設がご契約者及びご契約者の家族に代わって行う場合には、当施設は、行政機関又は申請を行う機関等に対してご契約者に関する必要な情報を提供できるものとします。
- ③ご契約者に対して当施設が提供する施設サービスの質的向上を目的として行う「サービス担当者会議」等及び同上の事由等又は施設の安全管理上等の必要性から当施設サービス従事者又は従業員間において情報の共有を行おうとする場合には、当施設は、当施設サービス従事者又は従業員に対してご契約者及びご契約者の家族に関する情報を提供できるものとします。
- ④本重要事項説明書「6.(3)円滑な退所のための援助(契約書第22条参照)」に定める援助を行うために当施設が居宅支援事業者等に対してご契約者及びご契約者の家族に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書にてご契約者及びご契約者の家族の同意を得るものとします。
- ⑤上記の他、当施設がご契約者に関する個人情報等を第三者に提供すべき事由が生じた場合は、あら

はじめご契約者等の同意を得たうえでそれらを提供するものとします。

## 12. 非常災害対策について

当施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

また訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## 13. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

### (1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 前田 武雄（特別養護老人ホーム 亀保の里 施設長）

○苦情受付担当者 前田 かほる（特別養護老人ホーム 亀保の里 指導員）

住 所:福岡県豊前市大字鬼木 63 番地 1

電話番号:0979-82-3344 FAX 番号 : 0979-82-3341

○第 三 者 委 員 今本 文徳（元 地区民生児童委員理事）

住 所:福岡県豊前市大字掘立 622 番地

電話番号:0979-83-4645

○第 三 者 委 員 木原 純子（元 公立中学校校長）

住 所:福岡県豊前市大字鬼木 360 番地 2

電話番号:0979-77-6062

### (2)行政機関その他苦情受付機関

保険者等	
福岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	所在地：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 Tel：092-642-7859 Fax：092-642-7856
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	所在地：福岡県豊前市大字八屋 1702-5 Tel：0979-84-1111 Fax：0979-84-1116
豊前市役所 健康長寿推進課	所在地：福岡県豊前市大字吉木 955 Tel：0979-82-1111 Fax：0979-82-5240

上毛町役場 長寿福祉課	所在地：福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321-1 Tel：0979-72-3111 Fax：0979-72-4664
吉富町役場 福祉保健課	所在地：福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1 Tel：0979-24-1123 Fax：0979-24-3219
築上町役場 福祉課	所在地：福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2 Tel：0930-56-0300 Fax：0930-56-0334
中津市役所 介護長寿課	所在地：大分県中津市豊田 14-3 Tel：0979-22-1111 Fax：0979-24-7522

#### 14. 第三者評価事業の受審状況について

当施設は福祉サービス第三者評価事業について、(令和 6 年 11 月 1 日現在)受審しておりません。

実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

#### 15. 重要事項説明書の内容を変更する場合について

当施設に起因する事由等により重要事項説明書の内容の全部又は一部を変更する場合は、ご契約者に変更事由及び変更内容についてご説明し、変更部分を交付したうえで書面による同意を得るものとします。